

## 緊急事態条項（国会議員の任期延長）概要

いかなる緊急事態においても国会機能を維持し、権力を統制・分立することが重要であることに鑑み、繰延投票や参議院の緊急集会では対応できないような広範かつ長期にわたる緊急事態に備えて、議員任期の延長等に関する規定を創設する。

実体的要件

### 5事態の発生

- ①武力攻撃、②内乱・テロ、③自然災害、④感染症のまん延  
+⑤その他これらに匹敵する事態



### 選挙実施困難（広範性・長期性）

選挙の一体性が害されるほどの広範な地域において国政選挙の適正な実施が70日を超えて困難であることが明らか

- 参議院の緊急集会との棲み分けの明確化
- 参議院の緊急集会が衆議院議員の任期満了時にも開催できることを明記



### 内閣の発議



### 国会の議決（3分の2以上の多数）

通常の任期（衆議院議員4年・参議院議員6年）の例外を作るものであるため



### 任期延長・前議員の身分復活

国政選挙が適正に実施されるまでの間、衆議院議員又は参議院議員の任期を延長（上限6ヶ月・再延長可）

通常の任期（原則）へ復帰させるものであるため

- 選挙可能時には終了議決（過半数）
- 解散後・任期満了後は、前議員の身分を復活させた後に任期を延長

手続

### 選挙期日特例

解散後40日以内の総選挙実施規定を適用除外

効果

- 憲法裁判所の関与の必要性のほか、議員任期延長以外の国会機能維持のための措置や、絶対に制限してはならない人権に係る規定等の条文案については、今国会（令和5年常会）中に成案を得ることを目指す。
- 国会機能が維持できない場合に備えた緊急政令及び緊急財政処分に係る規定についても、論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。